

観光危機と観光危機管理概念に関する基礎的検討

「観光が危機をもたらす」と「観光が危機に陥る」ことの総合的な理解に向けて

天野 景太

1. はじめに～観光にかかわる「危機」の二側面

2010年代に入ると、日本を含む世界の主要観光地において来訪する観光客数の急激な増加を経験し、彼らの旺盛な観光消費による地域経済の再生が期待され、インバウンドのさらなる発展に向けた諸政策が推進されてきた。その反面、地域の許容量を超えた観光客の流入、いわゆるオーバーツーリズムの発生に伴い、観光客の生活空間への浸食や公共交通機関利用に支障が生じるなど、地域に与えるネガティブな影響が社会問題として顕在化した。こうした事態を受け、たとえば観光に関連する学術的なコミュニティにおいても、オーバーツーリズムの分析とその解決が、注目すべきテーマとして検討されるようになった¹。近年オーバーツーリズムの弊害を観光公害として理解する立場も見られるが²、天野(2016=2020)においては、観光公害概念を単に地域が被害主体となる事象にのみ当てはめるのではなく、多様な被害・加害主体や受益圏・受苦圏となる事例が存在することを示しつつ、現代観光におけるネガティブなインパクトを統一的に理解するための概念として定式化した。

ところが2020年に入り、COVID-19感染症のパンデミック（世界的流行）下に至ると、突然人々の移動が制限され、集積性の高い社会活動の自粛が要請される中で、各地の観光客数は大幅に減少し、皮肉にも観光地域におけるオーバーツー

¹ たとえば、日本観光学会における第113回全国大会(2019)における共通論題「インバウンドの高まりとオーバーツーリズム」および、同大会のシンポジウム「オーバーツーリズムを経済学的に考える」など。

² たとえば、JTB総合研究所「観光公害」

(<https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/tourism-pollution/> 最終閲覧日、2022年9月30日)を参照のこと。

リズムに伴う弊害は、一挙に解消するに至った。しかし、それと引き替えに観光産業には多大な経済的損失がもたらされた。オーバーツーリズムと（感染症に起因する）パンデミックは、地域において観察される事象としては相反する様相を呈している。しかし、観光に直接・間接にネガティブな影響を及ぼす事象であるという意味においては共通している。

不確実性の増す未来において、未知の事象を含む観光にもたらされるネガティブなインパクトを分析的に捉えようとするのであれば、このどちらか一方の事象に目を向けるだけでは不十分であり、その双方がもたらす影響に目を向けつつ、総合的・俯瞰的な視点から観光現象に付随する諸問題を位置づけようとする視点が求められるのではないだろうか³。すなわち、オーバーツーリズムとは、地域に対して「危機をもたらす」事象であり、パンデミックとは、観光産業および観光現象そのものが「危機に陥る」事象であるといえる。この意味で、双方ともに観光現象を取り巻く「危機」に関連する事象として捉えることができるだろう。

そこで本論は、これまで観光に内在する要因かつ人為的な要因により発現していた観光に対するネガティブなインパクト（たとえば「観光公害」）に注目をされがちであった観光研究の視座を拡張し、そうしたインパクトは、観光に外在する要因を含む多様な要因によってもたらされる、という前提のもと、「観光危機」という概念において捉えようとする試みである。具体的には、「観光危機」およびその解決・防止の手段としての「観光危機管理」という観点から、観光がもたらす、あるいは観光にもたらされるネガティブなインパクトを検討するための視座を提示することを目的としている。

まず、自然現象や政治・経済現象に対する「危険（リスク）」や「危機管理」に関する先行研究を参照しつつ、「観光危機」概念の定義、観光危機の生起要因、観光危機の解消過程としての観光危機管理のあり方について検討する。続いて、COVID-19 感染症がもたらしたパンデミックを例に、その特徴と生起要因、解決過程について論考をおこなう。最後に、現代における「観光危機」の多様化と「観光危機管理」の困難さについて、リスク社会の観点から展望する。

³ なお、天野が構想した観光公害の分析枠組みは、「加害主体」が存在することを前提としているため、自然災害や感染症のように加害主体そのものが存在しない危機のありかたを定位することは、もともと想定されていない。

2. 概念の検討～「観光危機」と「観光危機管理」

2-1 「観光危機」の定義とその類型

本論では「観光危機」を「観光客や観光事業（観光の内部的環境）、あるいは観光現象をとりまく物理的環境や社会経済システム（観光の外的環境）が、単一または複合的な要因により変動を来すことにより、観光や観光事業の実施や継続、あるいは観光現象をとりまく物理的環境や社会経済システムの持続に支障が出る状態に陥ること。」と定義する⁴。

「観光危機」は危機がもたらされる対象によって「観光の内部的環境の危機」および「観光の外的環境の危機」に分類することができる。前者は、観光客や観光事業者など、観光現象を直接的に構成する個人や組織が危機に陥ることを指し、後者は観光客が多く訪れる地域の自然環境や地域社会（住民の生活環境等）が危機に陥ることを指す。

たとえば、オーバーツーリズムという現象は、前者すなわち観光客や観光事業者は、観光経験の享受や観光収入の増加という面で受益圏となり、後者すなわち地域社会が、交通機関の混雑や観光客によるごみのポイ捨てなどを被るという面で受苦圏となる事象といえ⁵、後者が「観光の外的環境の危機」に陥る現象と考えられる。しかし、COVID-19 感染症によるパンデミック（と、それに伴うオーバーツーリズムの解消）は、逆に、前者が観光経験の制約や観光収入の減少という面で受苦圏となり、後者が、混雑の解消や地域の衛生環境の改善という面で受益圏となる、すなわち、前者が「観光の内部的環境の危機」に陥る現象として理解することができるだろう。

⁴ なお、高松(2018)においては、「観光危機」を「災害・事故・事件等の発生や観光を取り巻く環境の急激な変化ならびにそれらに伴う風評等により、観光客や観光関連産業に甚大な負の影響が生じ、その発生から対応までの限られた時間と不確実な状況の下で意志決定しなければならない状況や事象」と定義しているが、これは本論の定義に依拠するなら観光の内部的環境の危機の一部を対象としているにすぎず、この意味で本論における「観光危機」の定義は、危機の対象や危機の発生要因について、はるかに広く想定している。

⁵ 受益圏とは利益を享受する範囲のことであり、受苦圏とは損害を被る範囲のことである（船橋編、2001）。両者は、必ずしも相互排他的な範囲として措定できるわけではなく、また受益圏がグローバルに拡散する（例：観光開発による新しい観光目的地の増加）一方で、受苦圏がローカルな領域に局所的に現れる（特定地域における生態系の破壊や観光客がもたらす騒音やごみの投棄など）こともある（天野、2016=2020）。

2-2 「観光危機」の生起要因

続いて、「観光危機」とは、いかなる要因によって生起する可能性があるのか、すなわち、危機が発生する可能性（危険＝リスク⁶）にはどのようなものがあるのかについて検討する。亀井（2017）は、リスクマネジメント論におけるリスクの一般的分類について、以下の7点に整理している。それぞれについて、観光現象における事例を示しつつ検討していきたい。

(1) 純粹危険と投機的危険

前者が「損害のみを発生させる」危機であり、自然災害や偶発事故により引き起こされるものである。後者が「損害または利益のいずれかを発生させる」危機であり、企業活動や社会経済変動により引き起こされる。観光現象における例として、前者は、震災や気象災害、交通事故等による観光客の死傷や、観光資源や交通インフラ等の損壊といった事象が挙げられる。後者は、たとえばエジプトにおける観光客を狙ったテロリズム⁷のように、武力による観光客の殺害や、シリアのパルミラ遺跡の破壊⁸のように、世界文化遺産の崩落、2022年2月より開始されたロシアのウクライナ侵攻に伴ったウクライナへの渡航規制のように、世界情勢の不安定化に起因する観光客の減少、観光事業の停滞といった事象が挙げられる。

(2) 静態的危険と動態的危険

「社会経済の変動に基因しないか、基因するかの分類」である。観光現象における例として、前者は、たとえば2017年に中国が韓国への団体旅行を禁止したこと⁹による、韓国の観光産業が打撃を受けたことのように、国際政治情勢の変

⁶ リスク (risk、一般には「危険」と翻訳される) は、危機(crisis)とは別の概念であり、危機の発生する可能性にかかわる概念である。なお「リスクマネジメント」とは、事前に想定される危機への対策として理解されている。

⁷ 1997年11月17日にエジプト南部のルクソールで起こったイスラム原理主義過激派「イスラム集団」による観光客襲撃事件。日本人観光客10人を含む62人が死亡した。

⁸ シリアの内戦激化に伴い、2013年に危機遺産に指定されたが、イスラム過激派組織ISILが、2015年から2017年にかけて主要な遺跡を破壊した。

⁹ 韓国国内に米軍の高高度防衛ミサイルが配置されたことによる中国政府側の報復という、地政学上の背景が引き金となっている。

化に伴う観光客や観光収入の減少といった事象が挙げられる。また後者は、猛暑の影響により、観光中に熱中症や体調不良を訴え¹⁰、病院に搬送される外国人観光客が出現する、といった事象が挙げられる。

(3) 主観的危険と客観的危険

「個人の心理状態や精神的態度に基因するか、しないかの分類」である。観光現象における例としては、前者は、観光客のマナーの悪さに基因したゴミの投棄や騒音発生による地域の環境汚染といった事象が挙げられる。後者は、たとえば首里城¹¹やノートルダム大聖堂¹²といった歴史的建造物の火災¹³による焼失のような、不可抗力による災害といった事象が挙げられる。

(4) 人的危険と物的危険

「人間の生死に関連するリスク」と「資産喪失や収益喪失のリスク」である。観光現象における例としては、前者は、観光中に被災することによって観光客や観光事業従事者が生命の危機に晒されることになったり、宿泊施設における集団食中毒等により宿泊客が健康被害を受ける、といった事象が挙げられる。後者は、観光開発や観光客の過剰な流入に伴う自然環境や景観の破壊¹⁴が挙げられる。

(5) 自然的危険と人為的危険

「発生原因が自然的か人為的かの分類」である。観光現象における例としては、前者は、たとえば、阿蘇山の噴火による火口周辺への観光客の立ち入りの規制や、

¹⁰たとえば、「猛暑のもてなしに訪日客ビックリ 休憩所探し体調不良」『日本経済新聞』2018年7月25日、夕刊。

¹¹たとえば、「首里城火災、『沖縄の心』焼失、呆然 首里城、沖縄戦で焼失、92年復元、城跡が世界遺産に登録」『日本経済新聞』2019年10月31日、夕刊。

¹²たとえば、「パリ・ノートルダム大聖堂で火災、尖塔崩れ落ちる」『日経速報ニュースアーカイブ』2019年4月16日。

¹³なお、首里城の火災（2019年10月発生）、およびノートルダム大聖堂の火災（2019年4月発生）ともに、その原因は特定されていない。

¹⁴たとえば、「南米で観光公害、名所に人殺到、マチュピチュ入場制限厳しく、産業振興ひずみ生む」『日経流通新聞』2019年2月15日。

火山活動の長期化に伴う阿蘇山ロープウェイの廃線¹⁵のように、自然災害が引き金となるものが、後者は、たとえば、知床観光船沈没事故¹⁶のような、観光事業従事者の判断の誤りや安全管理上の不備¹⁷によるものが挙げられる。

(6) 一般的危険と個別的危険

「その効果が一般に及ぶか、個別的に限定されるかの分類」である。前者が社会経済全般に渡って影響を及ぼす危険であり、後者が特定の地域や企業、個人に対してのみ影響を及ぼす危険である。観光現象における例としては、前者は、世界規模での戦争や経済恐慌の発生や、東日本大震災のように広範囲に被害を及ぼした災害を引き金とした観光客の旅行中止や、観光事業の廃業といった事象が挙げられる。後者は、局地的な自然災害や事故、テロリズムなどに基因する観光客の死傷や、観光事業、観光施設等の減収、といった事象が挙げられる。

なおこれらはさらに、グローバルレベル、国家レベル、地域レベル、企業レベル、個人レベルといったように、影響がもたらされる範囲を細分化して考えることもできるだろう。たとえば、オーバーツーリズムに伴う住民への影響の増大は地域レベル、集団食中毒による宿泊施設の営業停止は企業レベル、観光客がスリ等の犯罪に巻き込まれるのは個人レベル（ただし、観光地の治安の問題としてみるならば地域レベル）の危険である、といえる。

(7) 発生の危険、時期の危険、様態の危険

「事故が発生するかどうか不確実、事故がいつ発生するか不確実、事故がどのように発生するか不確実という分類」である。自然災害においては、過去の前例に基づき事象の発生可能性や、発生の時期や場所についての確度を定量的に予測することは可能であるが、テロや突発的な軍事衝突のように予測が困難な事象もある。

¹⁵ たとえば、「阿蘇山ロープウェイ再建断念 阿蘇山の火山活動踏まえ」『日経速報ニュースアーカイブ』2019年12月25日。

¹⁶ 2022年4月23日に知床沖で起こった有限会社知床遊覧船が所有する観光船「KAZU1」の沈没事故。2022年7月現在、14人の死亡が確認され、12人が行方不明となっている。

¹⁷ たとえば、「社長、運航基準違反認める 知床事故、事務所不在連絡とれず、海保、別の所有船検索」『日本経済新聞』2022年5月4日、朝刊。

以上、「観光危機」の生起要因について、亀井(2017)の分類に依拠しつつ検討してきた。こうした事象が単発的または恒常的に発生し、それが観光の内部的・外部的環境に直接・間接に作用することによって、「観光危機」が発生するわけである。

2-3 「観光危機」への対処策としての「観光危機管理」

次に、こうした「観光危機」に対して、予測したり、未然に防止したり、あるいは危機が生起した後に、被害を最小限にしたり、解決に向けて行動したりするための方策のあり方について「観光危機管理」という概念に基づきつつ検討する。

危機の発生を未然に予防する、あるいは危機の被害を最小限に抑える、危機からの復興を推進する際に依拠する考え方や方策のことを「危機管理」という。前田(2017)によるとそれは、「自然災害や大規模な事件・事故などの幅広い危機を対象とし、また単なる危機対応にとどまらず、危機の予防や再発防止などを含めたトータルな管理として一般には捉えられて」おり「理論や学術的な面よりも、むしろ政府（政策）や企業（経営）などの極めて実務に近いところで必要に応じて考えられてきた」という。

「危機管理」については、さまざまな対象、領域からのアプローチがなされており、たとえば、前田編(2017)においては、国家・社会、企業、地域社会・個人それぞれのレベルにおけるテロリズム、自然災害、サイバーインシデント、犯罪など多様な領域における「危機管理」のあり方について総論的にまとめている。また、中邨・市川編(2014)においては、危機管理に関する理論的枠組みの体系化と実践の場での活用を意図した危機管理学の構築を目指して、主に災害における行政的アプローチのあり方を中心に検討している。齋藤・野田編(2016)においては、東日本大震災を例に、大規模な自然災害を想定した法制的、行政的、金融・財政的なアプローチに関して、複数分野の社会科学的な視点から検討がなされている。田中他(2003)においては、災害社会学の理論と方法を援用しつつ『危機』や『変動』という観点を通して、地域社会、国家、国際関係などを分析」することを試みている。

観光領域における「危機管理」に関しては、近年、JTB 総合研究所の高松(2018)

により『観光危機管理ハンドブック』が刊行された。同書では、「観光危機管理」を「減災」「危機への備え」「危機への対応」「危機からの復興」という4つの要素に分け、それぞれ計画策定や組織体制、災害時の観光客対応、観光復興の方策等について解説している。高松らの研究については、JTB総合研究所における観光危機管理研究室の活動や、沖縄県における観光危機管理推進事業とも関連しつつ、政策課題への反映を射程に、実践が展開中である。また、「観光危機管理」の実践については、東日本大震災以降、政府機関や各自治体の防災対策において、観光客を想定した避難誘導や帰宅困難者対策の策定といった形で、防災分野においてなされつつある¹⁸。このように、「観光危機管理」に関する実践は、特に東日本大震災以降、自然災害への対処を中心としてなされてきたものの、感染症のように健康被害をもたらすものや、政情不安や経済恐慌といった人的危険に基因する危機管理については、その実践はもとより、研究においても、ほとんどなされていない。

本論では「観光危機管理」を、「観光危機の防止あるいは解消を志向する全ての手段あるいは手段の実践」であると定義することにしたい¹⁹。この定義に基づくなら、たとえば、自然災害によりもたらされた「観光の内部的環境の危機」への「観光危機管理」を想定した場合、短期的には避難経路の周知や食料の備蓄といった防災対策が、中期的には危機管理計画の策定や復興に向けての支援体制の確立などの制度整備が、長期的には政治家や事業者への啓蒙活動や危機対応の専門家養成等の方策が考えられる。また、過大な観光客の観光行動によってもたらされた「観光の外的環境の危機」（地域における環境汚染、オーバーツーリズムによる諸問題）への「観光危機管理」を想定した場合、短期的には化石燃料の使用中止や地域や施設を訪れる観光客の人数制限、中期的には開発規制や法定外

¹⁸ たとえば、国土交通省関東運輸局『外国人旅行者を対象とした避難誘導マニュアル』（<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000256464.pdf>）、京都市役所「観光客等帰宅困難者対策」（[https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/10-18-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/10-18-0-0-0-0-0-0-0-0.html) 最終閲覧日：2023年3月10日）など。

¹⁹ なお高松は「観光危機管理」を「観光客や観光関連産業に甚大な負の影響をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策を行い、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を予め計画・訓練し、危機発生時にはそれにもとづく迅速な対応を的確に行なうとともに、観光危機の風評対策、観光関連産業の早期復興、事業継続支援等を組織的に行なうこと」と定義しており、この含意は、自然災害への対応に限定したものとなっている。

目的税の制定のような制度整備が、長期的には観光客への環境配慮行動の啓蒙やエコツーリズムの推進といった方策が考えられる。

3. 事例の考察～COVID-19 感染症によるパンデミックに基因する「観光危機」の諸相

3-1 パンデミックがもたらした「観光危機」

本章では、COVID-19 感染症によるパンデミックによってもたらされた事象を事例として取り上げ、前章において検討した「観光危機」および「観光危機管理」概念に基づきつつ、その構造について、説明を試みたい。

まず、このパンデミックがもたらす「観光危機」とは、直接的には観光客（および観光事業従事者）における感染症への感染リスクが増大すること、および、観光現象の集合的展開がなされる観光施設における彼らへの集団感染のリスクが増大することである。しかし同時に、対面接触の回避というパンデミックを抑制するための「観光危機管理」対策によっても、新たな「観光危機」がもたらされてしまう、ということが指摘できる。この対策（身体的距離の確保）により、観光の内部的環境においては、「自粛」という名目における観光客の旅行中止やそのことに基因する観光事業者の収益の減少が、観光の外部的環境においては、観光客の流入によって持ち込まれたウイルスが地域で蔓延してしまい²⁰、長期的には地域社会における交流人口の減少や税収の減少といった形でも、危機が顕在化していく。

3-2 パンデミックに基因する「観光危機」の生起要因

続いて、前章第2節において検討した、「危機」が生起する可能性に関する分類に基づきつつ、その生起要因について考えていく。

第一に、純粹危険か投機的危険かという観点で捉えるなら、人間の健康に被害をもたらすウイルスが生み出され、感染が拡大するという事象は純粹危機であるといえるが、それを抑制するための社会経済的な政策、たとえば緊急事態宣言や

²⁰ たとえば、「3連休、北海道・沖縄にぎわう 国内航空需要は19年比8割 感染拡大、今後の予約は鈍化も」『日経流通新聞』2022年7月22日。

蔓延防止重点措置の発令に伴う個々人の行動制限や飲食店等の時短要請によってもたらされた旅行の中止、観光事業存立の危機は、投機的危険によってもたらされたものであるといえる。

第二に、静態的危険か動態的危険かという観点で捉えるなら、上記と同様、ウイルスの蔓延それ自体は静態的危険に基因するものといえるが、感染を抑制する対策として日本政府や各自治体において推奨された、県境をまたぐ移動の制限や3密（密閉空間、密接場所、密接場面）の回避は、人為的な施策によりもたらされた動態的危険といえる。なお、いわゆる変異株が蔓延する初期段階を除き、ウイルスの性質が国や地域により異なるということがないため、静態的危険の現れ方（個々人の罹患者の医学的症状）や、その対策（マスクの着用、ワクチンの接種など）は、おおむね画一的であるが、社会経済的な対策は、国や地域、または時期（感染状況の推移）、文化的背景により異なっているため、動態的危険によりもたらされる影響は、必ずしも世界的に画一的なものとはならない。

第三に、主観的危険か客観的危険かという観点で捉えるなら、後者であるといえる。しかし、ウイルスが潜伏している可能性のある無症状の個人による意志決定や、彼らの行動の帰結が、危険のさらなる拡大を助長するという側面もある。たとえば、沖縄県における観光客の増加に伴う感染者数の急増は、彼らの観光行動を通じてウイルスが県内に広がった影響であると説明されている²¹。

第四に、人的危険か物理的危険かという観点で捉えるなら、人間の生死や健康に関わるため、（個人への影響という観点で捉えるならば）前者であるといえるが、建物や街並み、自然環境の破壊といった被害は直接的にはみられないものの、観光事業等における収益の減少がなされているという意味で、（事業者への影響という観点で捉えるならば）後者であるともいえる。

第五に、自然的危険か人為的危険かという観点で捉えるなら、ウイルスの発生と人間への感染自体は自然的危険といえるが、パンデミックという状態をもたらす社会的背景やその抑制のための施策に伴う社会経済的な損失は、人為的危険によってもたらされたものといえる。

第六に、一般的危険か個別的危険かという観点から捉えるなら、これは両者に

²¹ たとえば、「新型コロナ 沖縄最多 2375 人」『読売新聞』2022年5月8日、朝刊。

及ぶものであるといえる。影響の範囲を細分化して考えていくと、①グローバルレベルにおいては、人の対面接触を介した感染症の拡大、その対策としての海外旅行者の入国制限による人の移動の停滞等、②国家レベルにおいては、国際観光の事実上の停滞、国内観光需要の減退、既存の観光政策推進の中断等、③地域・自治体レベルにおいては、観光客数の減少、対面での接触を通じて観光行動がなされることにより感染者数が増加する可能性が高まる等、④企業レベルにおいては、感染拡大抑制のための事業活動の停止または制限、主たる顧客としていた観光客の大幅な減少による収入減、従業員の感染者または濃厚接触者の増加による人材の不足、宿泊事業者においては一部宿泊施設の療養施設化による業務負担の増加等、⑤個人・家族レベルにおいては、旅行の中止、旅行や帰省の実施を通じた感染拡大の可能性増大、旅行中における他者からの感染可能性の増大等、その影響は相互に関連しつつ、多岐に及んでいる。

第七に、発生の危険、時期の危険、様態の危険という観点から捉えるなら、その全てで不確実性が高いものであるといえる。偶発的に発生し、その後、偶発的に変異を続けていく未知のウイルスであることが、世界的なパンデミックをもたらした主要な要因であり、その発生や広がりへの予見は困難であったため、その対策も、特にパンデミックの初期には対面接触を抑制するという社会活動の根源に関わる対策を取らざるをえず、観光現象のあらゆる局面に対して大きな打撃をもたらした。

このように COVID-19 感染症によるパンデミックによってもたらされた「観光危機」は、単一または少数の要因に基因し、かつ空間的・時間的に限定されたものではなく、極めて複合的、重層的な現象として発現しており、さらにそれが長期的に展開するものであるといえる。この意味で、局地的な自然災害やテロリズム、オーバーツーリズム等によってもたらされるような危機とは全く性格が異なるものといえるだろう。そのため、「観光危機管理」のあり方も、定型的、一元的な方策では、マクロな視点からみるならば不十分であったり、ときには逆効果ともなってしまうのである。

3-3 パンデミックに対する「観光危機管理」のあり方

ウイルスへの感染そのものへの「観光危機管理」は、観光事業者による衛生管

理の強化²²や、感染者が発生した際の医療機関や保健所との連携体制の構築といった形で実践されてきている。また、観光客の減少および観光事業収入減少への対策としては、GoTo トラベルキャンペーンや全国旅行支援事業²³のように、観光客側への金銭的支援を通じてカンフル剂的に旅行需要を政策的に誘発することがなされてきている。

対面接触を前提とした観光行動が制限されることへの「観光危機管理」としては、その代替手段の提供が模索されている。たとえば、旅程の全過程をパソコンやスマートホンのビデオ会議ソフトを用いて催行するオンラインツアー²⁴の実践や、VR ゴーグルを用いる VR ツアー²⁵等が商品化されている。これらは、パンデミック下における現実の観光の代替手段としてのみならず、世界のさまざまな国々のツアーに安価かつ気軽に参加が可能であったり、宇宙旅行体験等現実では実現が困難な観光が可能であったりと、新たな観光価値の創造の試みとしても、その可能性の模索がなされている。

不確実性の高いパンデミックによりもたらされた「観光危機」は、ウイルスの特徴やその変異によって病状や感染経路、感染対策も異なるがゆえに、「観光危機管理」のあり方も異なってくる。これまで「危機管理」は、過去の前例や確度の高い予測や想定に基づきつつなされてきたため、パンデミックによる「観光危機管理」の効果には、一定の限界がある。そのため、パンデミックの終息が見通せない 2023 年 2 月現在においては、短期的、部分的な生起要因に対応する方策の実施が中心であり、観光政策の変更のような中長期的な展望が見通せない状態にあるといえる。

²² たとえば、宿泊施設における検温やアルコール消毒の強化、料理配膳方法の工夫、イベント開催施設における人数制限、博物館施設における完全予約制による来訪者管理など。

²³ 政府が実施する全国を対象とした観光需要喚起策である。前者は 2020 年に実施、後者は 2022 年より断続的に実施している。主に、旅行者の旅行代金の一部を補助する仕組みである。

²⁴ たとえば、HIS のオンライン体験旅行商品 (<https://www.his-j.com/oe/> 最終閲覧日：2023 年 3 月 10 日) 等。

²⁵ たとえば、JTB の教育旅行向けオンラインプログラムの一つである「リアル×VR 新感覚体験プログラム『バーチャル修学旅行 360』」

(<https://www.jtbbwt.com/education/service/solution/jh/online/exchange-experience/virtual-trip/> 最終閲覧日：2023 年 3 月 10 日) 等。

4. まとめにかえて～リスク社会における「観光危機」

本論では、観光現象にかかわるネガティブなインパクトを総合的に捉えるための枠組みとして、「観光危機」と「観光危機管理」という概念について検討し、COVID-19 感染症によるパンデミックによってもたらされた「観光危機」の特徴について、説明を試みてきた。

リスク社会論を展開したベック(2003)は、現代社会をとりまくリスクについて、環境問題や原発事故に象徴されるように、リスクを被る主体が特定の階級に及ぶものではなく、普遍性を持つこと、また、科学的な合理性によっては解決が不可能である点を指摘している。COVID-19 感染症によるパンデミックがもたらした「観光危機」は、ベックのいうリスク社会の象徴的な事例といえるだろう。グローバルな人々の移動が、リスクさらに増大させる主要因ともなっており、また現代において先行事例がない現象であったため、国や地域によって「観光危機管理」に対する考え方が多様であり、為政者の政策決定や、人々の衛生対策にもばらつきがみられており、たとえば、2022年の日本においては、感染対策と社会経済活動とが対の概念として位置づけられ、そのバランスをとることが目指されるといった言説が登場している²⁶。

将来、気候変動や巨大地震のような自然災害や、社会情勢の不安定化に伴う人為的危険の可能性の増大が予想される中で、危機のありかたを時間・空間的に比較する視座や、任意の地域における危機の全体像を説明する、といった視座は、より重要性を増していくのではないかと考えられる。本論は、そのための呼び水的な位置づけといえる。今後は、具体的な「観光危機」事例の収集とともに、さらなる概念の精緻化が課題となる。

*本論に関する研究は、日本学術振興会科学研究費（課題番号 22K12618）の助成を受けたものである。

²⁶ たとえば、森重彰浩「新型コロナ 防疫と経済のバランス」三菱総合研究所、2021
(<https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/20210326.html> 最終閲覧日:2022年3月10日)。

【参考文献】

日本語文献

- 天野景太「“観光公害”概念の再定義：グローバル観光時代の社会／地域問題の解説を見据えて」『日本観光学会誌』第57号、日本観光学会、2016、pp.43-50。
- 天野景太「『観光公害』再考：環境社会学的視点からみた観光公害の捉え方」安福恵美子・天野景太『都市・地域観光の新たな展開』古今書院、2020、pp.100-113。
- 五十嵐泰正「COVID-19 パンデミックとオーバーツーリズム：東京都台東区の計量調査から」『地域社会学会年報』第33号、地域社会学会、2021、pp.39-53。
- ウルリッヒ・ベック著、島村賢一訳『世界リスク社会論：テロ、戦争、自然破壊』平凡社、2003。
- 大泉光一『危機管理学総論〔改訂版〕：理論から実践的対応へ』ミネルヴァ書房、2012。
- 亀井利明原著、上田和勇編著『リスクマネジメントの本質』同文館出版、2017。
- 高松正人『観光危機管理ハンドブック：観光客と観光ビジネスを災害から守る』朝倉書店、2018。
- 崔錦珍「オーバーツーリズムの発生と持続可能な観光発展の課題」『九州国際大学国際・経済論集』第5号、九州国際大学現代ビジネス学会、2020、pp.193-206。
- 齋藤誠・野田博編著『非常時対応の社会科学：法学と経済学の協働の試み』有斐閣、2016。
- 須藤廣「リスク社会と観光：COVID-19 危機のなかの観光について考える」遠藤英樹編著『アフターコロナの観光学：COVID-19 以後の「新しい観光様式」』新曜社、2021、pp.117-134。
- デビット・ウィーバー、ローラ・ロートン著、国枝よしみ他監修・翻訳『観光マネジメント』千倉書房、2022。
- 奈良武『企業「危機管理」の強化書』日刊工業新聞社、2014。
- 中邨章・市川宏雄編著『危機管理学：社会運営とガバナンスのこれから』第一法規、2014。
- 福地健夫「IT 社会における危機管理」田中伯知編著『「危機管理の社会学」を目指して』高木書房、2003、pp.225-277。
- 船橋晴俊『講座環境社会学第2巻 加害・被害と解決過程』有斐閣、2001。
- 前田雅英編集代表、公益財団法人公共政策調査会編『現代危機管理論：現代の危機の諸相と対策』立花書房、2017。

欧文文献

- Brent W. Ritchie, Kom Campiranon, “*Tourism Crisis and Disaster Management in the Asia-pacific*”, Cab Intl, 2019.

Lina Zhong, Sunny Sun, Rob Law & Baolin Deng, “*Tourism crisis management : evidence from COVID-19*”, *Current Issues in Tourism*, 24(19), 2021, pp.2671-2682.

URL

— 「観光危機管理で危機後の地域・組織のレジリエンス（回復力・強靱性）を高める」JTB 総合研究所 <https://www.tourism.jp/project/tcm/> 最終閲覧日：2022年9月30日。